

## 農用地利用計画の変更（農振除外）・軽微変更の申出について

### 1 受付時期

4月期 4月1日から4月末日まで      10月期 10月1日から10月末日まで      **※受付は平日のみ**

### 2 受付場所

飯綱町役場 三水庁舎 産業建設課 農林担当

### 3 提出書類（各1部）      **※提出書類はA4又はA3サイズで提出してください。**

提出書類		記載要領（注意事項）
1	農用地利用計画変更申出書	住所、氏名については、自署、押印してください。
2	理由書（農業委員確認書）	<b>審議にあたり最も重要な書類ですので、できるだけ詳しく具体的に記入してください。</b>
3	土地の登記事項証明書（全部事項証明書）	申出地のもの全部が必要です。（法務局）
4	公図 （隣接する筆がすべて表示されているもの）	申出地（分筆が必要な場合は分筆予定線を正確に記入）を赤色で囲んでください。また、建物を伴う場合は申出地に配置計画を記入してください。
5	位置図	住宅地図の写し等に申出地を赤色で記入してください。
6	土地利用計画図	配置図、建物図面（平面図、立面図等）を添付してください。
7	確約書、隣地同意書	除外、用途変更の場合は提出してください。また、隣接する農地及び道路、水路等を挟んで接している農地の権利者の同意を必ず得てください。
8	取水・排水に係る関係権利者の同意書	申出地が水路に接している場合や排水を水路に放流する場合等は提出してください。
9	土地名寄帳	固定資産税の課税明細書（土地全筆）の写しでも可能です。
10	法人の登記事項証明書、定款	転用事業者が法人の場合は提出してください。
11	委任状	代理人が申出をする場合は提出してください。
12	その他必要と認めた書類	申出内容によっては、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

### 4 注意事項

- ・変更申出面積は必要最小限とすること。（例）一般個人住宅は概ね500㎡以内。
- ・農地転用許可、開発許可、その他法令上必要なものについては、それぞれ別途許認可手続きを行うこと。